

平成28年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成28年12月27日(火曜日)

議事日程第5号

平成28年12月27日(火曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 議案第122号から同第134号まで、同第142号、請願第5号及び発議第10号
- 日程第4 議案第114号、同第135号から同第139号まで、同第143号、請願第4号及び発議第8号
- 日程第5 発議第9号
- 日程第6 発議第11号
- 日程第7 議案第144号及び同第145号
- 日程第8 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

+

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 議案第122号から同第134号まで、同第142号、請願第5号及び発議第10号
- 日程第4 議案第114号、同第135号から同第139号まで、同第143号、請願第4号及び発議第8号
- 日程第5 発議第9号
- 日程第6 発議第11号
- 日程第7 議案第144号及び同第145号
- 追加日程第1 発議第12号
- 日程第8 閉会中の継続調査について

応招議員 19名

出席議員 19名

1番 吉川 慶一 君                      2番 笠原 幸江 君

- |     |    |     |     |     |      |
|-----|----|-----|-----|-----|------|
| 3番  | 齊木 | 勇君  | 4番  | 渡辺  | 重雄君  |
| 5番  | 倉又 | 稔君  | 6番  | 保坂  | 悟君   |
| 7番  | 田中 | 立一君 | 8番  | 古川  | 昇君   |
| 9番  | 中村 | 実君  | 10番 | 大滝  | 豊君   |
| 11番 | 高澤 | 公君  | 12番 | 伊藤  | 文博君  |
| 13番 | 田原 | 実君  | 15番 | 吉岡  | 静夫君  |
| 16番 | 新保 | 峰孝君 | 17番 | 五十嵐 | 健一郎君 |
| 18番 | 松尾 | 徹郎君 | 19番 | 樋口  | 英一君  |
| 20番 | 古畑 | 浩一君 |     |     |      |

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

- |   |   |    |    |     |     |     |     |     |    |    |     |     |     |    |      |    |     |   |   |
|---|---|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|----|------|----|-----|---|---|
| 市 | 長 | 米田 | 徹君 | 副   | 市   | 長   | 織田  | 義夫君 |    |    |     |     |     |    |      |    |     |   |   |
| 総 | 務 | 部  | 長  | 金子  | 裕彦君 | 市   | 民   | 部   | 長  | 岩崎 | 良之君 |     |     |    |      |    |     |   |   |
| 産 | 業 | 部  | 長  | 斉藤  | 隆一君 | 会   | 計   | 管   | 理  | 者  | 兼   | 務   |     |    |      |    |     |   |   |
| 企 | 画 | 財  | 政  | 課   | 長   | 藤田  | 年明君 | 総   | 務  | 課  | 長   | 山本  | 将世君 |    |      |    |     |   |   |
| 能 | 生 | 事  | 務  | 所   | 長   | 原   | 郁夫君 | 定   | 住  | 促  | 進   | 課   | 長   | 斉藤 | 喜代志君 |    |     |   |   |
| 環 | 境 | 生  | 活  | 課   | 長   | 五十嵐 | 久英君 | 市   | 民  | 課  | 長   | 池田  | 正吾君 |    |      |    |     |   |   |
| 健 | 康 | 増  | 進  | 課   | 長   | 横澤  | 幸子君 | 福   | 祉  | 事  | 務   | 所   | 長   | 水嶋 | 丈明君  |    |     |   |   |
| 商 | 工 | 農  | 林  | 水   | 産   | 課   | 長   | 斉藤  | 孝君 | 交  | 流   | 観   | 光   | 課  | 長    | 渡辺 | 成剛君 |   |   |
| 会 | 計 | 課  | 長  | 丸山  | 幸三君 | 建   | 設   | 課   | 長  | 見辺 | 太君  |     |     |    |      |    |     |   |   |
| 消 | 防 | 課  | 長  | 大滝  | 正史君 | ガ   | ス   | 水   | 道  | 局  | 長   | 木村  | 清君  |    |      |    |     |   |   |
| 教 | 育 | 次  | 長  | 佐々木 | 繁雄君 | 教   | 育   | 課   | 長  | 田原 | 秀夫君 |     |     |    |      |    |     |   |   |
| 教 | 育 | 委  | 員  | 会   | こ   | ど   | も   | 課   | 長  | 兼  | 務   | 山本  | 修君  |    |      |    |     |   |   |
| 教 | 育 | 委  | 員  | 会   | 生   | 涯   | 学   | 習   | 課  | 長  | 渡辺  | 孝志君 |     |    |      |    |     |   |   |
| 中 | 央 | 公  | 民  | 館   | 長   | 兼   | 務   | 市   | 民  | 図  | 書   | 館   | 長   | 兼  | 務    |    |     |   |   |
| 教 | 育 | 委  | 員  | 会   | 文   | 化   | 振   | 興   | 課  | 長  | 磯野  | 茂君  |     |    |      |    |     |   |   |
| 歴 | 史 | 民  | 俗  | 資   | 料   | 館   | 長   | 兼   | 務  | 長  | 者   | ヶ   | 原   | 考  | 古    | 館  | 長   | 兼 | 務 |

事務局出席職員

- |   |   |    |     |   |   |    |    |
|---|---|----|-----|---|---|----|----|
| 局 | 長 | 小竹 | 和雄君 | 次 | 長 | 松木 | 靖君 |
| 係 | 長 | 室橋 | 淳次君 |   |   |    |    |

午前10時00分 開議

議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

22日に発生した大規模火災、糸魚川市駅北大火で被災された皆様に糸魚川市議会として謹んでお見舞い申し上げます。

今後の復旧・復興に当たり、議会といたしましてもできる限りのご支援をさせていただき所存であります。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（倉又 稔君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、1番、吉川慶一議員、18番、松尾徹郎議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

先ほど、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、本日提出されました議案については、お手元配付のとおり、議案第144号、糸魚川市駅北大火に係るがれき処理に関する負担金徴収条例の制定について、議案第145号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）の2議案が追加提案されております。これらを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にて審議いただくことで委員会の意見の一致をみております。

また、12月22日の本会議で残されました審議予定の議案につきましては、お手元配付の日程表のとおり、閉会中の継続調査の申し出を除く議事日程を先に行い、その後、追加議案2件について審議することといたしました。

なお、追加議案の審議に入る前に休憩をとり、第二委員会室において全員協議会を開催し、このたびの大火について現状報告を受けることとしております。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

さて、本日は、火災対応の中での会議であります。このような事情からなるべく午前中に全てを審議終了したいと思っておりますので、発言を簡潔・明瞭にし、議事進行にご協力くださるようお願いいたします。

## 日程第２．行政報告

議長（倉又 稔君）

日程第２、行政報告について、市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

去る１２月２２日に発生した、糸魚川駅北の大火によって被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

発生以来、きょうまで議会を初め多くの皆様から消火活動等につきまして特段のご支援とご協力をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

また、今定例会の会期を２８日まで延長いただきまして厚くお礼申し上げる次第でございます。

市では、発生後、駅北大火対策本部を設置し、災害対応に取り組んでまいりましたが、今後は被災された皆様の生活の再建と、これを最優先に１日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいりますので、議会の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この後、この大火の対応として応急復旧に係る一般会計補正予算（第７号）及び関係する条例を提案させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上であります。よろしくようお願い申し上げます。

議長（倉又 稔君）

これで行政報告は終わりました。

日程第3 . 議案第122号から同第134号まで、同第142号、請願第5号及び発議第10号

議長（倉又 稔君）

日程第3、議案第122号から同第134号まで、同第142号、請願第5号及び発議第10号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第10号の説明を求めます。

大滝 豊建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔10番 大滝 豊君登壇〕

10番（大滝 豊君）

おはようございます。

22日に発生いたしました糸魚川駅北大規模火災で被災されました皆様方に謹んでお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を望むものであります。

それでは報告に入りたいと思います。

当委員会に付託となりました本案について、審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については全て原案可決、請願第5号については採択することに決しました。

審査の過程における主な事項をご報告いたします。

議案第129号と130号の、能生海洋公園と海の資料館 越山丸・マリンミュージアム海洋の指定管理者の指定については、指定管理者として株式会社能生町観光物産センターを指定するものでありますが、委員から、同社が直近で定款の変更を行っており、新たに権現荘の指定管理を引き受ける可能性があることから、赤字に転落するおそれがあるのではないかという質疑があり、現在は資本金の4倍ほどの利益剰余金がある会社であることから、宿泊部門を受け入れずにこれまでどおりの経営を続けるなら問題ないが、新たに宿泊部門を取り入れていくのであれば反対するとの意見が出されました。

この件に関して、株式会社能生町観光物産センターが権現荘の指定管理を受け入れることに関する質疑についての疑義が生じ、委員からは株式の50%を糸魚川市が持ち、副市長も取締役であることから一般の株式会社と同じにみなすことはふさわしくないという意見も出されましたが、市の出資割合に応じて地方自治法で対応が定められており、定例会への報告や、資本金の2分の1以上の損失補償や債務保証があった場合の報告、監査委員の監査など地方自治法の規定に基づいて説明、報告をしているとの行政側からの説明もあり、正副委員長と議長も含めて協議した結果、株式会社能生町観光物産センターが権現荘の指定管理を受けることについては取締役会の専決事項であって、取締役会等の権限に当たる株式会社の内部のところまでここで審査すべきでないという判断をしております。

なお、先ほど申し上げた反対意見に加え、委員会に経過説明や方針決定について報告することなく進めることに疑問があり、株式会社能生町観光物産センターの経営内容が大きく変わることを懸念して本案には反対するという討論がありました。起立採決の結果、可決することに決しております。

次に、議案第132号、133号及び134号の、糸魚川市グリーンメッセ能生とシャルマン火打スキー場、シーサイドバレースキー場の指定管理者の指定については、来年のシーズンには近隣に大型リゾートスキー場がオープンするという情報があり、戦略的な見通しをしなければならず、危機感を持った経営の考え方を推進しなければいけないと思うがいかがかという質疑に、2つのスキー場を持っており、その時々々の気候等により、どちらかがよいとどちらかが悪い状況であり、両方とも施設が老朽化しており、いつかの時点では英断を持った判断をしなければいけないことも念頭に置いている。スキー場に関してはこれから厳しい環境にあるので、厳しく対応しなければならないということも踏まえているといった答弁がありました。

また、昨年は雪の量ではシャルマンがちょうどよく黒字経営で、シーサイドバレースキー場は雪の降りだしが遅く赤字経営で、糸魚川市に2つのスキー場が要するのか、両方とも地域の拠点では大事なスポーツ施設だと思うが、両方合わせて毎年赤字を補填しており、両スキー場には真剣にやらないと1つにするぐらいのことを伝え、苦しいので考えてもらいたいという話はしていくべきで、今後の施設維持費が多額になるので、今のうちから警戒態勢に入ってもらいたいという意見が出されております。

そのほかにも質疑はありましたが、ここでの報告は割愛いたします。

次に、請願第5号については、昨今の1次産業の不振の状態から考え、第1次産業全体の振興にかかわる必要な制度を望むということであるので賛成するとの意見があり、願意妥当と認めて採択することに決しております。

なお、本請願は意見書の提出を願意としていることから、発議第10号を提出しております。

これより意見書の案文を読み上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

発議第10号、免税軽油制度の継続を求める意見書。

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成30年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について軽油引取税を免除する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油は免税が認められてきたものであります。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車・降雪機械等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難になるとともに市町村経済にもはかり知れない影響を与えることとなります。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に意見書を提出するものであります。

以上で審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第10号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

まず、駅北大火被災者の皆さんに心よりお見舞い申し上げたいと思えます。

討論に入ります。

議案第122号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第124号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第126号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成29年度より1年目、およそ1,000万円、2年目2,000万円、3年目3,000万円、4年目4,000万円、5年目5,000万円というように5年間かけて年間使用料収入をふやしていくものであります。

各家庭においては、5年後は、年間約3,000円余の負担増となります。値上げの負担を段階的にふやしていくような配慮はなされておりますが、年金の切り下げが続き、実質賃金がなかなか上がらない中では、市民生活の面からは厳しいものがあります。今後の施設改修の費用や人口減少による加入者減のこともありますが、一般会計からの繰り入れの検討、また経費の節減も進め、値上げは避けるべきではないかと考えます。

このような考えから、これら値上げ案には賛成できないものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第122号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第123号、糸魚川市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、糸魚川市集落排水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第125号、糸魚川市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第127号、糸魚川市ガス供給条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第128号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第129号、指定管理者の指定について（能生海洋公園）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第130号、指定管理者の指定について（海の資料館 越山丸・マリンミュージアム 海洋）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第131号、指定管理者の指定について（神道山公園）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

+

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第132号、指定管理者の指定について（糸魚川市グリーンメッセ能生）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第133号、指定管理者の指定について（シャルマン火打スキー場）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号、指定管理者の指定について（シーサイドバレースキー場）の採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第142号、平成28年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第10号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第10号、免税軽油制度の継続を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第5号、免税軽油制度の継続を求める請願については、採択すべきも

のとみなします。

日程第４．議案第１１４号、同第１３５号から同第１３９号まで、同第１４３号、  
請願第４号及び発議第８号

議長（倉又 稔君）

日程第４、議案第１１４号、同第１３５号から同第１３９号まで、同第１４３号、請願第４号及び発議第８号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第８号の説明を求めます。

笠原幸江市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

笠原委員長。〔２番 笠原幸江君登壇〕

２番（笠原幸江君）

おはようございます。

被災された多くの住民の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

市民厚生常任委員会に付託されました本案について、審査が終了していますので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり議案はいずれも原案可決、請願第４号は採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第１３５号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１３７号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第１４３号、平成２８年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）については、質疑なく可決されており、特に報告すべき事項はありません。

議案第１１４号、糸魚川市青海総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定については、現在、青海総合福祉会館には、福祉作業所と高齢者の作業の作業スペースがあり、その中で高齢者の作業所の利用頻度が少なく、また、福祉作業所の作業スペースと休憩スペースが手狭であるため、高齢者の作業所を別の建物へ移転してもらい、あいたスペースを福祉作業所で活用するという趣旨の条例改正であります。

議案第１３６号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、課税免除の対象はどの範囲までかとの質疑に対し、今回、対象に入れていくのは、大学と高等専門学校であり、既に現在の条例で小学校、中学校などの、いわゆる学校教育法に規定する学校については対象に含まれている。

なお、学校教育上の見地というのが、公益性の一つの要素になっているので、専門学校については入っていないとの答弁がありました。

次に、議案第138号、糸魚川市指定地域密着型サービスの事業の人員、整備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第139号、糸魚川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、関連があることから一括で審査しました。

委員より、どういう形で法の整備が進んでいこうと糸魚川市の現場は大変な状態である。現場が改善され、事業者は事業を進められ、そこにかかわる介護職員は働きやすくなっていかなければいけないと考えるが、そのようなことをあわせて考えているかとの質疑に対し、人手不足とは言いながら何人の従業員を確保するという基準があるので、18人以下という少ない人数の利用者にサービスを提供するといった中では、介護従事者の心のゆとりが出てくる。皆さんの顔が見えてくるといったことから、心のこもったサービスが提供できるものと考えているとの答弁がありました。

また、ほかの委員より、きめの細かいサービスを求められるようになってくると思うが、市内で閉所した施設もある。現在の体制で、そのきめ細かいサービスができる見通しはあるのかとの質疑に対し、介護従事者不足により、この4月から休止していた通所介護事業所は、介護従事者の確保ができたので、来年1月ごろに再開する見込みという話を聞いている。介護事業所と協力しながら、きめ細かいサービスを提供していかなければならないと思っているとの答弁がありました。

次に、請願第4号、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する請願についてであります。

本件については、9月定例会において当委員会に付託されましたが、新潟水俣病について研修した上で審査すべきとの意見があり、継続審査となったものであります。

閉会中の10月18日には新潟県庁へ出向き、福祉保健部から新潟水俣病のあらましについて説明を受け、また、同日に請願者を訪ねて直接お話を聞きし、意見交換した上で審査をいたしました。

その後、請願者から請願訂正願の提出があり、今定例会初日の本会議にて訂正が許可され、訂正後の内容で審査しました。

今回の審査では賛成意見だけが出され、全会一致で採択されています。

これにより、本請願は意見書の提出を願意としていることから発議第8号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書。

新潟水俣病は公式確認から51年が過ぎました。この間、最高裁は2度にわたって、現行の認定基準（昭和52年判断条件）では認められなかった被害者を「水俣病患者」と認めて、国や加害企業に賠償を命じました。最高裁は、認定基準の見直しを含む弾力的な運用を求めています。

しかるに、ことし6月末現在、167名が新潟県・新潟市に認定申請しているように、また国や昭和電工に賠償を求める訴訟が継続されているなど新潟水俣病は終わっていません。

一方、新潟県知事は、昨年5月31日、いまなお潜在患者が相当数いることを踏まえ、全ての被害者が救済を受けることができる恒久的な救済制度の確立などを求める「ふるさとの環境づくり宣言2015」を発表いたしました。また、新潟県はこれに先立って、平成21（2009）年4月から新潟水俣病地域福祉推進条例を施行し、新潟水俣病被害者の福祉の増進や、偏見・中傷をなくすための教育・啓発の推進、被害者を社会全体で支える施策を地道に取り組んでいます。

さらに、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病特措法）」の救済判定をめぐって、国は異議申し立てができる行政処分には当たらないとの見解を示していますが、新潟県は処分性があるとして異議申し立てを認め、行政不服審査法に基づいて審議を行っています。

よって、国会並びに政府におかれましては、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に向けて、次の事項について早急に取り組まれるよう強く要望します。

1、水俣病特措法第37条に定めているように、新潟水俣病が多発していた時期に阿賀野川流域及びその周辺に居住していた人（当時の胎児を含む。）の健康被害実態調査を速やかに実施すること。

2、潜在患者が名乗り出ることができる環境を整備し、公平公正な第三者委員会による恒久的な被害認定制度を設けること。

3、昭和30（1955）年ごろから昭和53（1978）年ごろまで阿賀野川の魚介類を喫食した県外在住者らに、新潟水俣病に関する情報が伝わるよう格別の取り組みを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣に意見書を提出します。

以上で、市民厚生常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第114号、糸魚川市青海総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第135号、糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第136号、糸魚川市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第137号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第138号、糸魚川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第139号、糸魚川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第143号、平成28年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により発議第8号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第8号、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、請願第4号、新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する請願については、採択すべきものとみなします。

日程第5．発議第9号

+

議長（倉又 稔君）

日程第5、発議第9号、監査請求に関する決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤文博議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

伊藤議員。〔12番 伊藤文博君登壇〕

12番（伊藤文博君）

発議第9号、監査請求に関する決議についての経緯につきましては、12月22日に行いました総務文教常任委員会の所管事項調査報告の中で報告させていただいておりますので、ここでは、発議案を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第9号、監査請求に関する決議。

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記、1、監査を求める事項。

（1）権現荘の小林前支配人が、権現荘の飲食料品を自己消費の目的で使用した疑いがあることについて。

（2）権現荘のレストラン火打の注文伝票を約1年間にわたって破棄していたことが委員会の調

査で判明しているが、この間の横領が疑われることについて。

(3) 権現荘の取引において、前支配人と業者の癒着が疑われ、取引にかかわる不正の疑いがあることについて。

2、監査結果の報告期限。

本請求日以降最初に開かれる市議会定例会の招集日まで。

理由。

柵口温泉施設権現荘の運営における上記項目について、不正、横領が疑われるため。

なお、添付資料として、12月16日に担当課より総務文教常任委員会に提出された資料ナンバー1、「権現荘業務に係わる調査事項」を添付いたします。

以上で、発議第9号の提案理由の説明を終わります。

議長(倉又 稔君)

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長(倉又 稔君)

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

20番(古畑浩一君)

それでは、発議第9号、監査請求に関する決議に対する賛成討論を行います。

経営改善のため民間登用された小林前支配人ではありますが、平成21年に就任以来、7カ年で1億円を超す巨額赤字を計上、就任前は最大でも750万円程度だった赤字が1,500万円、3,900万円と桁違いの赤字に膨らんでいき、巨額リニューアル後も2,000万円の黒字を出す経営計画を示しながら、逆に2,700万円もの赤字計上となったことから、議会において一気に不信感が増大し、調査の結果、日計表や棚卸しなど経営上の基本的なことさえ行っておらず、ずさんな経営管理、放漫経営、私物化とも言える就業実態が露呈し、その後も従業員からの内部告発や

私を含めた議員各位からの問題点の指摘や疑惑の数々に対して、明確な答弁や責任追及もなく、横領・背任行為とも言えるたび重なる飲食無料サービス行為を支配人の裁量権、業務中の飲食は接待として黙認、友人や取引業者も含む無断宿泊は宿直業務などにすりかえてまで、なぜ行政は小林前支配人をかばうのか、疑問は疑惑へと変わり、行政ぐるみの隠蔽工作ではないかとも批判が高まっております。

実際に、新保峰孝議員が行った住民監査請求では、飲食を伴った宿直は業務として認められないとし、米田市長に対して返還勧告がなされ、私が行いました情報公開条例では、不自然な糖質ゼロの酒類の購入などが明らかになり、さらに従業員等から聞き取りを行った24項目の調査事項においてもコンサルタントと称する友人の長期宿泊や保存義務のある注文伝票の1年間にわたる廃棄、売り上げの確認できないスナックの営業内容、不適切な業者との関係や不可解な仕入れ実態など、不正を疑う事例には枚挙にいとまがありません。

本議会に提出されました権現荘事業を所管する総務文教常任委員会より発議された委員会監査請求は、不正・横領を疑われる案件に対し、疑惑を解明する手段として有効なものと考え、賛成するものであります。議会選出の高澤監査委員初め監査事務局といたしましては、大変な重責であり、難しい課題であると思われませんが、職務を全うし、疑惑解明の一翼を果たされんことを祈念いたしまして賛成討論を終わります。

議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

まず初めに、糸魚川駅北の大火により被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。公明党として全力で支援をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

討論の前に伊藤総務文教常任委員長と松尾議会運営委員長、そして、倉又議長におかれまして、今回のこの監査請求について速やかな対応をとっていただき、まことにありがとうございました。私は、一般質問や委員会審査において、再三、うその行政答弁があり、私個人というよりも議会軽視と議員軽視をされてまいりました。これは議会の役目である行政のチェック機能が壊れてしまうのではないかという懸念をしておりました。今回、二元代表制の機能が発揮できて大変よかったと思っております。

それでは、発議第9号、監査請求に関する決議について、賛成討論を行います。

賛成理由は4点あります。

1つ目は、柵口温泉権現荘の運営における前支配人の行動について、権現荘の元職員の方からの聞き取りにより、前支配人の不正と横領の疑いがあるため支出と売り上げの間にある食材料費の内容を再確認する必要があることです。

2つ目は、柵口温泉事業特別会計、権現荘の各年度の予算・決算状況の資料によると客数にかかわらず歳出合計が2億円程度と固定化してることであります。特に、平成22年度の食材料費は大

幅に伸びておりますが、お客は減っております。平成24年度の食材料費は、大きく減額しており、この年は支配人就任初の黒字であります。

しかし、この黒字の理由は、売上げの伸びではなく、食材管理による原価率の改善にあります。つまり高い食材による食の館の販売力ではないということであります。この点を洗い直していただきたいと思っております。

3つ目は、お酒の管理についてであります。単品管理ができるのにお酒の受け払い簿がなく、職員であれば誰でもお酒を持ち出せる環境にあります。お酒の仕入れと払い出しの分析が必要と考えております。

4つ目は、外部宿泊者の調査であります。記録に残らない外部宿泊者を徹底的に調査し、それにかかわる経費を逆算する必要があると考えております。

以上の4点の必要性から発議第9号、監査請求に関する決議について賛成討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。〔13番 田原 実君登壇〕

13番（田原 実君）

糸魚川21クラブの田原 実です。

地方自治法第98条第2項に基づき、権現荘の諸問題についての監査と報告を求めることについて賛成の立場で討論を行います。

この監査は、権現荘の小林前支配人が権現荘の飲食料品を自己消費の目的で使用した疑い、権現荘のレストラン火打の注文伝票を約1年間にわたって破棄したことによる横領の疑い、小林前支配人と業者の癒着と取引に係る不正の疑いの3点についての監査であります。

私は以前より、食材費比率が異常に高いことの原因として納入業者との癒着を指摘してきました。伝票と帳簿があれば適正な会計処理となっているかどうかは明らかになるものですが、これを議会に明らかにせず、今日に至ったことは、まことにゆゆしきことであります。一刻も早く権現荘の諸問題の真相が明らかになることを望んでやみません。

よって、権現荘の諸問題についての監査と報告を求めることについて賛成いたします。

議長（倉又 稔君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

発議第9号、監査請求に関する決議に対する賛成討論を行います。

権現荘の経営は、民間登用された前小林前支配人の在任期間中、食材の仕入れ及び管理、労務管理、業者との不正常な関係、権現荘を私物化しているような友人との関係等々、これまでの審査、

調査により明らかになった点からも不正・横領の疑いは強いものがあります。監査請求に関する決議は、今、求められている権現荘改革にとって必要不可欠なものと考えますので賛成するものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより発議第9号、監査請求に関する決議を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．発議第11号

議長（倉又 稔君）

日程第6、発議第11号、度重なる市内小中学校いじめ重大事態への早期対応と責任の明確化を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松尾徹郎議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

松尾議員。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

18番（松尾徹郎君）

発議第11号、度重なる市内小中学校いじめ重大事態への早期対応と責任の明確化を求める決議について、提案理由の説明をいたします。

県内を初め全国において痛ましいいじめ事案が発生し、とうとい命までもが失われる状況が数多く報道されております。糸魚川市内小中学校でも糸魚川市いじめ防止条例、いじめ防止基本方針等に沿って、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めているところですが、いじめの認知件数は増加傾向にあり、総務文教常任委員会でもいじめ問題が繰り返し報告されております。特に、今年度発覚したいじめ重大事態については、早期対応の不徹底、学校と運動クラブとの関係改善を含めた事後対応の不足など糸魚川市教育委員会の対応の鈍さと、発覚後、時間が経過しているにもかかわらず責任の明確化がされていないなど多くの課題を抱えています。

子ども一貫教育方針を進めている糸魚川市として、現在、顕在化しているいじめ事案への早期対応と責任の明確化を求めるとともに子供たちの健やかな育成と未来に夢を持ち続けられる環境整備

のためにいじめの未然防止、早期発見と早期対応のさらなる徹底を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。〔20番 古畑浩一君登壇〕

20番（古畑浩一君）

発議第11号、度重なる市内小中学校いじめ重大事態への早期対応と責任の明確化を求める決議に対する賛成討論を行います。

全国的にも県内においても後を絶たないいじめ事案、その中でも糸魚川市はここ1年間で4件ものいじめ重大事態が発生するという異常事態が続いております。力なき者が何の言われもなく追い詰められ、孤立し、逃げ場のない断崖に追い詰められる恐怖を想像するとき、どれだけつらかったかおもんばかりで涙するのは私だけではないでしょう。大人であれ子供であれ、人間が集団で生きる動物であるがゆえ、上下関係が起因するいじめが絶えることはありません。

しかし、学校教育、教育行政の責任において、いじめの要因を早期に発見し、対処することは、その職責において重大な責務であります。重大事態にまで発展したいじめ事案において、いじめに遭った被害者も、またいじめにかかわった加害者も初期対応の甘さが招いた一生消えない傷を負った被害者であると考えます。いじめは犯罪であることを、なぜ教育の現場で教えることができないのか、学業を教えることも重要であります。命のとうとさ、人の尊厳を教えること、それが第一義ではないでしょうか。特に、今回、発生したいじめ重大事案を考えたとき、能生中学校相撲クラブで起こりたいじめ事案は、これまでと全く違うケースであり、学校、相撲クラブ、教育委員会、そして、相撲のまち糸魚川を推進する米田市政との間で複雑に絡み合い、責任問題さえ明確にでき

ない現状に疑問と憤りを感じざるを得ません。

総務文教常任委員会では、事件発生当日、暴行を受けたことを知りながら学校長に報告しなかった特別スポーツ推進委員や総監督等の保護監督責任、事件後、前歯を折られた被害者や保護者に対して陳謝も行っていないという現状、5月に転校を余儀なくされたいじめ事件への対応、その後の相撲部の大会出場や優秀選手表彰など、相撲のまち糸魚川を推進する余り、対応に甘さがあるなど教育委員会の初期対応に厳しい意見が出されております。

また、能生中学校保護者説明会においては、教職員が身の危険を感じるとして筆談やひそひそ話、正当な職員会議ができなかったとする原因は何だったのか。能生中学校保護者より提供された総会のメモには、職員も人権侵害を受けた、警察にも相談した。こんな自治体はない。相撲クラブで起こったことなのに何で学校で説明会なのか。学校側は負けたなどと相撲クラブとのあつれきや、教育委員会へ調査、聞き取りの結果は上げているはずなのに誰がうそをついているのか、どこで話がとまっているかなど、教育委員会への不信感を訴える教職員の悲痛な訴えにどう対処していくのか。教育委員会は、先生方からそういった相談を受けていた。双方の意見に食い違いがあるため調査に時間がかかった。結果的に解決に至らなかったことに力不足を感じていると答弁しております。学校、教育委員会、相撲クラブ、行政、それぞれの言い分が食い違い、自分たちには責任がないというように受け取られます。

しかしながら、しっかりと対応できないから相撲部はやめるべき、甘い対応になるなら相撲のまちもやめるべきであるなど対応が後手に回り、結局、子供たちを不幸にしているとして、各委員より厳しい意見が出されておりました。私は委員ではありませんので、審議に参加はできませんでしたが、各委員の意見に同感であります。初期対応の甘さや被害者生徒、保護者に対する配慮に欠けた対応は疑問であり、いまだに何ら解決できていない現状の改善を強く要求するものであります。いじめによる被害者も加害者も出さないこと、それが大人の努めであり、責任であります。新教育委員会制度に移行した今、教育行政トップの米田市長及び教育委員会、学校、運動クラブ、関係者及び教育関係者各位に対し、猛省を促すとともに早急なる対応、責任の明確化を求めることは必然であり、本案に賛成するものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発議第11号、度重なる市内小中学校いじめ重大事態への早期対応と責任の明確化を求める決議について賛成討論を行います。

賛成の理由は、子供第一主義に対応を考えてほしいからであります。糸魚川市では、通常のいじめばかりでなく、いじめ重大事態が多発しております。議会としてもいじめ防止条例を制定し、糸魚川市いじめ防止基本方針と糸魚川市いじめの防止等の行動計画を策定してまいりました。

しかし、改善しているとは言いません。むしろ悪くなっている感じであります。現場の教職員と学校の連携、学校と市教育委員会の連携、市教育委員会と行政の連携、市教育委員会と県教育委員会の連携といった縦割りの組織図がいじめを見えにくくしているように感じております。いじめの情報があれば学校と教育委員会の全職員は、情報を共有して我が子のごとく対応を考えていただきたいと思います。また、いじめ緊急事態宣言を出して、考えられる全ての対応を全力で行うように行政に促す必要があります。

それから、このたびの相撲クラブ内のいじめについては、相撲指導者であり生徒と同居する親がわりである総監督の対応について疑問があります。相撲第一主義の生活指導がいじめの温床になっているように伺えます。相撲のまち糸魚川として県の補助をいただき、ポスターまで張り出している当市の環境であるにもかかわらず、その取り組みに泥を塗るような形になり、相撲クラブの指導者である総監督の考えを早急に確認すべきであります。

また、子供のけがより相撲の試合を優先する行為は、スポーツの指導者として、子供の生活指導者として大問題であります。子供の保護者にどのように報告しているかも確認すべきであります。そもそも相撲というスポーツを通して子供の成長を願うのではなく、子供を全国大会でよい成績を勝ち取るための道具としているようにも見えます。

したがって、誤解があるのであれば、総監督は糸魚川市民向けの謝罪会と中学校保護者説明会を早急に開催するように行政からも強く要請し、かつ、その開催協力を望むところであります。

以上の考えより、発議第11号、度重なる市内小中学校いじめ重大事態への早期対応と責任の明確化を求める決議についての賛成討論といたします。

議長（倉又 稔君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

発議第11号、度重なる市内小中学校いじめ重大事態への早期対応と責任の明確化を求める決議に対する賛成討論を行います。

糸魚川市において、小中学校での連続しいじめ重大事態が起きているのは非常に残念であります。弱い者はいじめてもよいと思ったという以前のいじめ案件の加害生徒の言葉には愕然としましたが、子供は社会の反映と考えれば大人の責任は大きいものがあります。

能生中学校相撲クラブの件では、顔面・腹部・背中を殴られて前歯が抜けるけがをした被害者側が県警に届け出て加害者の3年生がいじめ傷害容疑で書類送検されたと報じられました。この件では、大人の責任が問われているのではないかと思います。残念なのは、大人の責任を自覚しているのかどうか疑問に思うことがあることであります。

能生中学校相撲クラブの関係した生徒が、9月23日に行われた市民総合体育祭開会式で表彰を受けました。これは各連盟からの申請があって表彰されるものであります。能生中学校相撲クラブの監督・指導者は、相撲連盟の会長、田海哲也氏であり、事務局が特別スポーツ推進員をやられて

いる方ということであります。関係生徒が推薦願いを出したのではないと思います。これまでの経過を承知している方が申請したとすれば、いじめ・暴力をなくそうという取り組みに賛同しているのかどうか、疑問を持たざるを得ません。我々大人は、大人の責任を自覚し、いじめ根絶に取り組むべき大事な責任があると考えます。本決議が生徒も大人も力合わせていじめ根絶に取り組む、その一助になることを願い、賛同するものであります。

以上であります。

議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、発議第11号、度重なる市内小中学校いじめ重大事態への早期対応と責任の明確化を求める決議を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、全員協議会開催のため暫時休憩をいたします。

なお、休憩時間は、全員協議会終了後といたします。その後、連絡をいたしますので了承をお願いいたします。

午前 11時 10分 休憩

午後 0時 25分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7、議案第144号及び同第145号

議長（倉又 稔君）

日程第7、議案第144号及び同第145号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第144号は、駅北大火に係るがれき処理に関する負担金徴収条例の制定についてでありまして、駅北大火による被災家屋の瓦れき処理に関する負担金を定めたいため新たに条例を制定したいものであります。

議案第145号は、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）であります。歳入歳出それぞれ4億7,700万円を追加し、総額を286億6,648万4,000円といたしております。

今回の補正は、このたびの駅北大火の対応及び応急復旧を行うためのものでありまして、歳出の主なものは、2款、総務費ではふるさと糸魚川応援基金積立金の追加、3款、民生費では災害救助費の追加であります。4款、衛生費では災害廃棄物処理費の追加、8款、土木費では復興まちづくり推進事業の追加及び9款、消防費では災害対策費の追加であります。

次に、歳入につきましては、それぞれ所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については特別交付税を充当いたしました。詳細につきましては、この後、所管の部・課長が説明をいたしますので、以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

環境生活課長（五十嵐久英君）

それでは、私のほうから議案第144号の負担金徴収条例の関係について説明をさせていただきますと思います。

本条例につきましては、災害救助法が適用された糸魚川市駅北大火により被災した地域の復旧・復興を迅速に進めるため被災家屋等の瓦れき処理を市が所有者にかわって行うことによりまして、その処理費用に係る負担金の徴収について定めたいものでございます。

次に、条文のほうの説明について入らせていただきます。

第1条につきましては、本条例の趣旨について記載をいたしております。

第2条につきましては、負担金の額を当該家屋等にかかる瓦れき処理費用の額の20%以内の範囲の額といたしたいものでございます。

第3条につきましては、負担金を当該家屋等の所有者等から徴収することといたしたいものであります。

第4条につきましては、所有者等の状況により、特に必要と市長が認める場合の負担金の減免について規定するものであります。

なお、施行日については、交付の日からといたしたいものでございます。

議案第144号の説明については以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

藤田企画財政課長。〔企画財政課長 藤田年明君登壇〕

企画財政課長（藤田年明君）

ご苦労さまです。

それでは、私のほうからは、議案第145号、補正予算について説明させていただきます。

今回の補正予算第7号は、今回の駅北大火の消火復旧活動や被災者支援に関する補正であります。最初に歳出から説明いたします。予算書の10、11ページをお願いいたします。

2款1項1目、一般管理費の1、一般管理費職員人件費は、災害対応に当たる職員の時間外勤務手当の追加であります。3目、財産管理費の26、基金積立金は、ふるさと納税の寄附金を積み立てるもので、今後の被災者支援や復興経費に充てたいと考えております。

なお、ふるさと納税は、火災発生後から昨日午後5時までの間で6,240件、約1億2,400万円となっております。

4目、企画費の24、情報通信施設管理運営事業は、今回の火災で焼失した光ケーブルの復旧工事費であります。73、ふるさと系魚川応援寄附金事業は、返礼品とふるさとチョイスのシステム使用料の追加であります。

次に、3款4項1目、災害救助費は、避難所運営経費及び見舞金や生活支援などの扶助費であります。

次に、4款3項2目、じんかい処理費の51、災害廃棄物処理費は、市が所有者の同意を得て行う瓦れきの処理委託料と被災者みずから行う瓦れき処理に係る補助金であります。

次に、7款1項2目、商工業振興費の56、中小企業支援事業は、今回の災害を受け、県が拡充した融資制度に対する信用保証料補給金の追加で、市として通常の50%補助を被災事業者については100%全額補助するものであります。

次の12、13ページをお願いいたします。

次に、8款2項1目、道路橋りょう総務費は、火災で焼失した街路灯の復旧費用であります。6項1目、都市計画総務費の21、復興まちづくり推進事業の委託料は、被災地の復旧・復興に向け、地権者や商工団体などの関係者ととも復興に向けたまちづくり構想の策定に着手したいものであります。

9款1項5目、災害対策費は、消火活動及びその後の安全対策の経費で、時間外勤務手当及び費用弁償は消防職員と消防団の消火活動に係るものであります。備品修繕料は、消火活動で壊れたポンプやホースなどの修繕料であります。被服費は、消火活動で破損した防火衣の更新費用であります。道路等安全確保委託料は、市道の瓦れき排除や交通誘導など安全対策に係るものであります。重機借り上げ料は、破壊消火のバックホウやミキサー車などの重機の借り上げ料であります。

歳出の説明は以上であります。

次に、歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。

10款1項1目、地方交付税は、災害需要分として特別交付税を追加しております。

12款、分担金及び負担金は、市が行う被災家屋等の瓦れき撤去の負担金として事業費の20%を計上しております。

15款、県支出金は、災害救助法の適用分として、主に避難所運営経費分を計上しております。

17款、寄附金は、ふるさと系魚川応援寄附金の追加であります。

18款、繰入金は、所要の一般財源として財政調整基金繰入金を計上しております。

20款、雑入は、光ケーブルの被災に係る保険金であります。

歳入の説明は以上であります。今後、国や県への要望活動など被災者支援のさらなる充実とともに市の費用負担が極力少なくなるよう要請してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

それでは、ただいま提出されました追加議案につきまして、質問させていただきたいと思えます。

まず第1点目に、今回の火災における被害総額というのは、どのぐらいに今算定してあるんでしょうかお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

大滝消防長。〔消防長 大滝正史君登壇〕

消防長（大滝正史君）

お答えします。

被害額であります。これは現在調査中でございます。この調査結果には数カ月かかるというふうに予想をしてるところでございます。

建物の損害というところでは、そのようなことになりますけれども、全体の被害、そういうものはこれからの調査ということになりますので、しばらく時間がかかるということでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

消防長、これ積算は消防長がやるとるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

金子総務部長。〔総務部長 金子裕彦君登壇〕

総務部長（金子裕彦君）

お答えいたします。

火災で損失いたしました建物等、これについては消防のほうで被害額を算定すると。

ただ、非常に大規模なものですから、消防長が今答えましたようにちょっと時間を要するという状況であります。このほかにそれぞれ事業を営んでいた方が火災によって影響を受けての経済的活動等の損失もあろうかと思っておりますけれども、そちらについてはなかなか全体を算出するのは、

なかなか難しいなというふうには感じております。

ただ、損失をあることは事実だと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

国に対してさまざまな、いわゆる支援措置を要求したり新たな、私これ1回で終わらないと思いますね。今後とも当然、支援要請をされてくことだと思っておりますが、ある程度目安になる被害総額という金額、数字ですよ。これは早目に押さえる必要があるだろうというふうに思っております。確かに何をもちて被害額とするかというのは大変難しいところもあるかと思っておりますが、これは本当に基礎になるデータになると思っておりますので、これは早目に算出してください。

それから、10、11ページ、3款の民生費の中における災害廃棄物処理委託料、先ほどの全員協議会の中で概要だけ説明いただいたわけでもありますが、これの平米当たりに対しての金額1,200円ですか、糸魚川市が撤去する場合、それから、所有者による処理の場合、20%自己負担という流れなんですけど、この算出根拠、何で20%なのかですが、一般に例えばちょっと今さっと計算してほしいんですけど、例えばあのへん小さい狭隘なところ多いですから30坪ぐらいの店舗の場合だとどのぐらいの負担金になるのか、50坪でも構いませんけど、ちょっとその目安になる数字教えてください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐環境生活課長。〔環境生活課長 五十嵐久英君登壇〕

環境生活課長（五十嵐久英君）

お答えさせていただきたいと思っております。

木造住宅の災害の瓦れきの撤去に関する平米単価というものについては、過去の例により6,000円というふうに算出をさせていただきました。それで、県の平成25年の住宅統計調査で、住宅の平均の平米数が約140平米ということでございます。それのおおむねこちらのほうはある程度大きい家屋も多いだろうということで2割増しの160平米ということで、この算定をしてみますと、撤去費用が平米6,000円ということでございますので、約160平米で100万という数字が出ます。そこからすると幾ら程度のご負担をいただけるのか、当然、火災保険に入られる方については、この負担金分についても基本的には、その火災保険で賄えるというふうには考えておりますけども、通常の住宅であれば1軒20万程度ご負担いただきたいということで、この20%という線を出しました。

ただし、当然、係る全体の経費がわかりませんので、一応この額を限度に状況を見ながら、また一応めどとして1,200円で今、160平米からすると20万円という線で負担の割合を出したということでございます。

以上です。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

だから、20%にするという論拠、それを聞いたんですよ。20%でなきゃならん論拠を聞いたわけ、これがじゃあ例えば火災等の場合、基本的には火事を出した方が普通は100%やりますよね。しかし、その中においてこの市が20%のところ抑えるというか、市のほうが80%負担するというその論拠。

逆に言えば災害認定なんだから100%公でやるということにはならんかという考え方なんですよ。だから、20%がいい、悪いじゃなくて、何で20%なのか。逆に言えば100%減免というわけにはいかないのかということなんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

いろいろな考えが出てくるだろうと思っておりますが、やはり今はこういうような大火の中で我々が対応する中において、市がまとめてやったほうがスムーズに行くだろうという形で進めさせていただきました。その中でまずは、基本的な処理の仕方というのがあると思うわけでございまして、その数字が今言ったように20万という数字だろうという出し方をさせていただきました。そして、それに対してこれからの中で皆様方と話を進めていく中においては、再開発だとかいろいろな要素が出てくるだろうと思えます。そうなりますと市といたしましても、さらに支援をする状況も出てくるわけでありましたが、今の段階では非常に不鮮明でございますので、個人が負担をするやつに対して行政が支援をするとしたらこれぐらいではなかろうかという形で今出せていただいております。その辺をこれから被災者の皆様方と詰めていきたいと思っております次第であります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

20%にする算出根拠というのは、じゃああくまでも行政が決めたということですね。誤解しないで、反対するつもりは全くありませんし、逆に被災者側からの要望の一番手が、この瓦れきの処理を個人では無理だからぜひ行政でやってほしいという要望がしっかりとかなえられていますので、逆にこれは感謝したいと思っております。

ただ、20%がいいのかどうなのかということについては、またやっていただきたいですけど、そのほかに見舞金も出すわけですから、ちょうど見舞金で行って来いなのかなという感じもしないでもないですが、そういった部分でも見舞金も出すし、割としっかりとしたアフターフォローになるのではないかな。あとは被災者の方との考え方になっていくんだろうというふうに思っております。

それから、ちょっと細かい話は余り、議長には余り細かい話聞くなねと言われてますので、またいずれの機会に回しますけど、ただちょっと気になったのが、13ページ、事業ナンバー21、復

興のまちづくり推進策定委託料、これまた突然出てきたもんですけど、これは一体どういう形でやる計画で、しかもどのような方のメンバーで500万円の使い道というのは一体どのようなことになるんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

これにつきましては、皆目、具体的なものはございません。

ただ、これだけ大規模な火災ということになれば、今までは新築された方、古い家のままの方、いろいろな方々がおったり、いろんな条件の中においては、なかなかふぞろいで、なかなか統一感をとった中でまちの開発とかいろんなことができなかつたわけでございます。そういうことであつたわけでございますが、こういう1つの大災害の大きな面積が焼失したということになれば、そういったこともお考えになる方もおるし、行政もそういったところを考えた中で取り組んでいかなくちゃいけない部分もあるのかもしれない。これから、ですから市民の皆様方と懇談をする中で我々もいろいろ考え方も述べさせていただいて、そういった計画を、方向に入っていけるとしたら取り組んでいきたいと思つとる次第でございまして、決してすぐこれは機能するわけではございませんが、皆様と話をする中でそんな考え方も取り入れていければ、また取り入れる意見もあればそういった方向もスタートしてもいいんじゃないかなという形で挙げさせていただいてるわけでございまして、これはなかなかすぐ立ち上がるわけではございませんが、しかし、予算がなければ動かん部分でございますので、挙げさせていただいてる状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

これも反対するものではありません。

ただ、ちょっとタイミング早いかなという気もします。今、被災者の皆さんのアフターケアをやって、瓦れきを撤去して、さあこれからどうしようかなというときに何か糸魚川市は復興のまちづくり計画始めてるじゃねえかといって、変に人の土地、おら土地で何計画してるんだみたいな、結構、私も言われるんだけど、余り先走ってやると逆に被災者の神経を逆なでして、そんなら行政のやることに、おら、今後一切協力せんというような空気にもなりかねないんで、ぜひこれは慎重にやっていただきたい。政治家ですからどうしてもやっぱり先、先へと考えていきたいというのは思いますが、まずは災害復旧とアフターケアというところに軸足を置いて被災者の皆さんとのぜひ信頼感をしっかりとがっちりとしたもんにしてから新たなまちづくりという1歩を踏み出していきたいと思えます。

それから、もう一点だけちょっと、これだけは言ってくれということで、申し上げるんですが、二次被害への対応、市長、これまで私たちは災害対応するたびに新年会や忘年会、みんな自粛してきましたよね。その結果、何が起こったかというととんでもない、いわゆる災害不況というのが起

こってきたじゃありませんか。今回は、ましてやクリスマス時期に発生したということでクリスマス・忘年会の自粛は、私はいたし方ないと思う。

しかし、市内の企業ですとか行政とかが、もう既に新年会も含めて中止の案内出されてますよね。そうなると、基本的には被災を受けていない飲食店や小売店、こういった皆さんがやっぱり大変な売り上げの減になりますよね。

したがいまして、二次被害の防止のためにも新年あけは、災害復興のためには消費を拡大しようというふうな動きで私は新年会、市長が先頭にどんどんやっていただきたいと思います。それを不謹慎という方はいらっしゃるかもしれませんが、まちを今、活性化して、大いにみんなで活力がなけりやまちを復興させるための資金もなくなるんだと。逆に経済対策で新たな不況が出てしまったら、そっちの対策でまた大きなお金が必要となってしまうと。このまま行けば糸魚川沈没ですよ。葬式やお通夜の夜みたいの何日過ごしていきゃいいんですか。ぜひ新年になったらそう言わんと、ひとつみんなで元気を出して新年会でお酒でもいろんなものでも消費を拡大して、それが糸魚川市の復興につながるんだというプレゼンテーションをぜひやっていただきたいと思うんですが、市長のお考えお聞かせいただきたいです。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

先ほどの再開発的な、計画的な予算も全くそのとおりでございまして、全然望みはないのかいと言われる、逆に言えば将来が見えないんじゃないかというような方もおられるわけではございますので、そういった視野も対応できますよというような形で挙げさせていただいております。

そして、今ほどご指摘の点につきましても商工会議所と連携をとらせていただいて、そういうことのないようにしていきたい。だから、今は延期はあり得るかもしれないけども、必ずやるんだという形で行きましょうよということで、どういった形で市民に情報を発信していくかというところを、商工会議所といま少しご相談をさせていただいている状況でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

古畑議員。

20番（古畑浩一君）

それは政界、それぞれ政財界のトップ、そこの一声だと思っんですよ。くよくよせんと頑張って飲み行くぞでいいと思っんですよ。みんなで元気な顔を出して、みんなで被災者支援して、糸魚川復興していこう。元気出せ、糸魚川というふうに音頭をとっていただけるのが、私一番だと思っます。それは、またそれぞれのかねあいもあろうかと思っますが、その辺を強く要望して質問を終わります。よろしくお願いいいたします。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

田原議員。

13番（田原 実君）

よろしく申し上げます。

議長、これは参考に聞いていただきたいということなんですけど、先ほど環境生活課の課長のご説明の中で、1軒当たりの床面積の基準というお話がありました。基準は、もちろん基準なんですけども、今回、燃えた古い本町通り商店街の町並みというのは、京都風の町屋づくりで間口が3間、4間とか、それから奥行きが15間とか20間とか、そういう非常に特殊なものです。それで、その敷地に例えば1.2倍とか、もういっぱい建ってますからね。そういうのが1つの基準になってくし、ただ、逆に小さい敷地に建てられてるところもある。多種多様なもんですから、多種多様ですよと、でも一つ一つ対応していきますよということを含んだご説明をしていただいたほうが、皆さんにはしっかりくるんじゃないのかなというふうには感じましたし、また皆さん、蔵や土蔵というものを持ってまして、それらの処理費というのは、非常に高いもんですから、ひょっとしたらそれはどうなるというような質問もあるかと思えますんで、またお考えいただいて説明会に臨んでいただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（倉又 稔君）

要望ということで。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。

6番（保坂 悟君）

お願いします。

いただいた資料13ページ、21番、復興まちづくり推進事業のところでございます。

策定委託料というふうになっておりましたので、これについては、先ほどは地権者また地元の業者さんといろいろお話するということではあったんですが、単純にコンサルティングとか第三者の方に構想を委託するという形ではなく、先ほどの商工会議所等と話し合っていくという話だったんですが、いろんな計画、いろんなまちづくりに関しまして、いわゆる世代間格差といいますか、いろんな価値観がありまして、もとどおりに戻すという発想もあるでしょうし、また新たな客層といいますか、ところを獲得するためのまちづくりというのもあるでしょうし、また今、ジオパークとか、あと教育だとかいろんな分野があるんですけどもそういったもろもろのことを、ここで委託料挙げてますもんですから、こういうスケジュールみたいなものがどのようになっているのか、ちょっとその辺を、難しいとは思いますが、ちょっと確認のために答弁いただきたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今言ったように具体的なスケジュールは決まってございません。

ただ、やはりこれからの復旧、そしてまた復興の中においてはこういうことが必要になってくるんだろうと思うわけでございますので、なるべく被災者の皆様方、住民の皆様方と進めていく中で、早目にこういうものも取り組んでいけるものがあれば、その中で将来的なものについて、この計画の中で取り組みたいと思っておる次第でございます。今現在、これを使って教育でどうの、また歴史的建造物復興をさせるかどうかというそういう具体的なものは、今のところはございません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。

6番（保坂 悟君）

これからのことなので、いろんな要素が出てくるかと思えます。そこで今までどおりとどまって暮らしていただける方、またいろんな家庭のご事情があって違う場所で暮らさなきゃいけない方とかいろいろあるかと思えますので、今は大変かもしれませんが、やっぱり明るい材料も投げかけていただいて、ここに住み続けてよかったと言えるような配慮をぜひお願いして、この予算が有効に使われることを願っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐議員。

17番（五十嵐健一郎君）

同じく13ページの復興のまちづくり構想策定でございますが、今スケジュール聞くと、市長が決まってないとか、将来のことはまだこれからだということなんですが、酒田市で大火災がなりまして、昭和51年ですか、翌日に山形県と市と、この当時は建設省、火災復興都市計画が翌日にはできたんですね。規模が違うんで、この翌日にできたの、防災都市づくりの計画概要が翌日にもう完成してるんです。それと復興計画の中に防災都市の建設を柱とし、将来交通量に対応した幹線道路の整備、近代的な魅力ある商店街の形成、住宅地の生活環境の改善整備、商店街と住宅街の有機的な結びつき、消火活動の質問も全員協議会でもいろいろありましたが、私は復旧と復興もぜひ並行してやっていただきたい。翌日と言いませんが、ぜひやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

我々もやはり、ただ単にもとへ戻すだけを考えておるわけではございません。これからの中で火災に強いまち、また元気のあるまちに持っていくために被災者の皆様方とこれから話をしていきたい

いと、そういう意味で今回の予算を盛らせていただいております。ですから、ただ単にその復旧だけをやるということではなくて、今まで住んでいた方々が少なくてもまた同じところに住んでいただきたい、また同じところでご商売をしていただきたい、そういう中でこれからどういうまちづくりをしていけばいいかというところまで話が持っていければと思っておる次第でございます。非常に古くからある町並みであるわけでございます、いろいろな面で問題・課題もあろうかと思えます。そういった問題をこの火災処理の中で捉えて協議をさせていただきたいと思っておる次第でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐議員。

17番（五十嵐健一郎君）

現地とか行くと、その辺も含めて復興計画が必要だという声も聞きます。早くやろうとするとその場でもうそれぞれを建てよう今考えている方いらっしゃる。そうなってくると道路広げる、消防施設を拡大しようとか、いろいろな場面になってくると遅くなるんで、やっぱりスケジュールを決めて、ある程度の個々対応、フォローも大切です、ぜひやっていただきたい。

それで、長野県の飯田も火災が起きまして60年以上たってるんですが、そのとき内務省の国土局山田技官という人、都市計画課が来て駆けつけて1週間足らずで復興都市計画大綱をつくったらしいんです。60年前以上ですよ、ぜひその辺も含めて復興計画、区画整理事業も含めて、防火対策も含めていろいろな面でやるべきだと思っております。ぜひその辺でやっていただきたいと、こう思っておりますし、全員協議会でもありましたが、人的支援、その専門家がいっぱいいらっしゃると思うんで、国からぜひそういう方々を、安倍首相とお会いしたんで、ぜひ要請して派遣していただいて、やっぱりその辺も必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、新潟県のほうとは、そういう方向で動いておりますし、昨日も安倍内閣総理大臣との話の中にもそういった人的支援もいただきたいという話も入れてございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

五十嵐議員。

17番（五十嵐健一郎君）

ぜひお願いしたいと思います。

それと長野県の飯田では、中学生が意見を出して、リンゴの並木をつくったらしいんです。そういう意見、小・中・高校生の提案、それで今、大学生がいろいろな形で連携してるところで、大学生との連携も含めてぜひいいものをまちづくり構想を立てていただきたい。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第144号、糸魚川市駅北大火に係るがれき処理に関する負担金徴収条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第145号、平成28年度糸魚川市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩します。

先ほどの全員協議会において、発議を行うということに決しましたので、発議について正副議長、それから議会運営委員の正副委員長としばらく協議をしますので、その間、休憩をお願いいたします。

午後 1時04分 休憩

午後 1時25分 開議

議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ここで先ほど保坂議員から、このたびの火災について被災者の復興支援を求める意見書の発議が提出されました。この件について、この際、日程に追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認め、日程に追加することに決し、直ちに議題とし、その後の案件については、繰り下げることといたします。

追加日程第1．発議第12号

議長（倉又 稔君）

追加日程第1、発議第12号、被災者の復興支援を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

まずもって急な申し入れに対しまして、全議員が対応していただいたことに心から感謝申し上げます。

それでは、案文を読み上げて理由とさせていただきます。

被災者の復興支援を求める意見書。

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災、糸魚川市駅北大火は、鎮火までに30時間を要し、焼損棟数144棟、焼損面積約4万平方メートル、被災者120世帯224人、負傷者12人という大災害となったものであります。

この日は、フェーン現象により暖かく乾いた南よりの最大瞬間風速27.2メートルの強風が吹き荒れ、火元周辺の家屋だけでなく、強風に飛ばされた火の粉や火がついた木材等が周辺に飛んだことにより、瞬く間に市街地全域に延焼していきました。当該地域は、古い歴史ある木造の建築物が多く、隣家が接している長屋形式のように連なる町並みでもありました。台風並みの強風の中、長屋のように連なる建築物が多い地域性と同時多発的に火災が発生したことにより、県内・県外からも消防車両が駆けつけ、消火活動を行いました。消防力をはるかに超える火災となったものであります。

よって、国においては、大規模火災という対応ではなく、現状の消防力をはるかに超える自然災害という対応で被災者の支援、復興、復旧に対応していただきたく財源措置に配慮されますよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣様に意見書を提出いたします。

以上であります。  
議長（倉又 稔君）  
暫時休憩します。

午後 1 時 2 9 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 開議

議長（倉又 稔君）  
休憩を解き会議を再開します。

議長（倉又 稔君）  
ただいまの説明に対する質疑に入ります。  
ご質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）  
ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。  
これより、討論に入りますが、討論の通告はありませんので討論を終結いたします。  
これより、発議第 1 2 号、被災者の復興支援を求める意見書を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 8 . 閉会中の継続調査について

議長（倉又 稔君）

日程第 8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日の会議は、これで閉じますが、12月22日に会期延長の議決を行ったところであり、明日、28日までの会期となっております。明日までに会議を開く案件が出てきた場合のために閉会をせず、本日はこのまま散会といたしますので、何もなければ明日28日の終了とともに自然閉会となります。

散会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

平成28年第4回市議会定例会終わりに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

会期を延長いただき、去る12月5日から本日までの長期間にわたり、駅北大火の対応及び応急復旧に係る一般会計補正予算の追加議案など多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に4点について、ご報告申し上げます。

最初に、鳥インフルエンザの対応についてご報告申し上げます。

県内に高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、糸魚川市鳥インフルエンザ警戒本部を設置いたしました。市内養鶏場において異常が認められないことから、また関川村と上越市において搬出制限区域が解除されたことに伴い、22日9時に警戒本部を解散いたしました。

市民の皆様には、今後も引き続き、防災行政無線や安心・安全メール等を通じて、情報の提供と注意喚起に努めてまいります。

2点目に、日本ジオパーク再認定についてご報告申し上げます。

日本ジオパーク委員会では、4年に1度、日本ジオパークの再認定審査を実施いたしており、今月9日、糸魚川ジオパークが2回目となる再認定をいただきました。

今回の再認定は、ジオパークを活用した教育や地域振興など市民の皆様とともに取り組んできたさまざまな活動が評価されたものであり、議員並びに市民の皆様へ深く感謝申し上げます。

来年は、世界ジオパークの再審査が予定されておりますので、今後とも市民の皆様とともに質の高いジオパークを目指してまいります。

3点目に、国石選定記念ヒスイフォーラムの開催についてご報告申し上げます。

市の石であるヒスイが国石に選定されたこと記念し、来年1月29日、ヒスイ王国館において、国石選定記念ヒスイフォーラムを開催いたします。

今回のフォーラムは、ヒスイを活用したまちづくりを推進していくための第一歩として開催するものであり、議員並びに市民の皆様から多数ご参加いただけるようお願い申し上げます。

最後に、第2次糸魚川市総合計画等の策定について、ご報告申し上げます。

第2次糸魚川市総合計画、総合計画実施計画及び第2次国土利用計画（糸魚川市計画）について、22日、議員の皆様にご配付させていただきました。

今後、総合計画に基づき、市民や地域、事業所等と行政が情報を共有し、共通理解を深めながらともに考え、ともに行動する協働の取り組みを基本姿勢として、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現に向けて邁進してまいります。

以上、ご報告申し上げます。

今後は、駅北大火により被災された皆様の生活の再建を最優先に、一日も早い復旧・復興に向けて取り組んでまいります。今ほどお認めいただきました額が不足する場合には、専決処分もありますので、議員の皆様方、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成29年3月市議会定例会の招集日を2月20日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（倉又 稔君）

以上で本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+